

戸籍・住民票交付申請書 及び 印鑑登録証明書交付申請書

①窓口に来た方

住所 Address	フリガナ	生年月日 Date of birth
		大・昭・平・令・西暦 年 月 日
【TEL】 ()	氏名 Name	

②お使いになる方 □①と同じ(②は記入不要)

住所 Address	フリガナ	生年月日 Date of birth
		大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	氏名 Name	印

法人が申請の時は、②の住所欄に所在地、氏名欄に法人名称及び代表者を記入し代表者印を押印。

③使いみちは何ですか ※その他は、具体的に使いみちを記入してください。

- 運転免許証 パスポート 年金 勤務先・学校 戸籍届出 相続 住宅入居
 車関係 災害関係 その他 ()

印鑑登録証明書 Seal registration certificate

◎必ず印鑑登録証(カード)を添えて申請してください。

戸籍に関する証明 The proof on the family register

どなたの証明が必要ですか

本籍地	□①と同じ □②と同じ 水戸市
フリガナ 筆頭者	□①と同じ □②と同じ
生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日

筆頭者とお使いになる方との関係は

- 本人 配偶者 子 父母 他()

何が何通必要ですか

証明書の種類	謄本	抄本	必要な方の氏名
戸籍	通	通	
除籍 現・旧	通	通	
改製原戸籍 平・昭	通	通	
戸籍の附票 現・除	通	通	
身分証明書		通	
記載事項・受理 証明書		通	
出生・婚姻・死亡・()届			年 月 日届出

※職員記入用

氏名： (年 月 日生)

現在の戸籍 () 通 死亡記載 () 通
 出生から死亡(水戸にある全て)各 () 通
 親子、兄弟関係 () 通
 その他 () () 通

住民票の写し Copy of residence certificate

どなたの写しが必要ですか

住所 Address	□①と同じ □②と同じ 水戸市
フリガナ 氏名 Name	□①と同じ □②と同じ
生年月日 Date of birth	大・昭・平・令・西暦 年 月 日

必要な方とお使いになる方との関係は

- 本人 同じ世帯 他()

何が何通必要ですか(1人世帯は世帯全員扱いになります)

証明書の種類	世帯全員	個人	必要な方の氏名
住民票の写し	通	通	
改製原住民票・除住民票	通	通	
記載事項証明書 (様式 有・無)	通	通	

続柄・本籍などについて

太枠内の項目は記載しない

記載する項目に○をつけてください

(共通) 世帯主 続柄	□マイナンバー(個人番号)
(日本人) 本籍・筆頭者	□住民票コード
(外国人) 国籍・地域	※個人番号及び住民票コードは、お申し出のない限り省略して交付しています。
在留資格・期間等	※第三者請求では、太枠内の項目を省略します。

付記 (世帯主・氏変更)

どなたの証明が何通必要ですか

住所 Address	□①と同じ □②と同じ 水戸市	通数 Number of sheets
フリガナ 氏名 Name	□①と同じ □②と同じ	
生年月日 Date of birth	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	通

市記入欄 (本人確認等)

No.	受付	作成	審査

- マイナンバーカード 運転免許証 パスポート
 在留カード等 官公庁証明 身障・療育手帳
 保険証 受給証 年金手帳・証書
 預金通帳等 社員・学生証 委任状・添付書類
 他()

戸籍450 除籍・改製原750 附票・身分・戸記載・受理350/上受理1400/住民票・住記載350/印鑑350 R.2.1改

戸籍	住民票	印鑑	合計

申請に当たっての注意事項

1. 窓口での本人確認について

他人になりすました証明書の交付請求や届出を防止するため、窓口での本人確認書類等の提示をお願いしております。

1点でよいもの	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付き在留カード等、写真付き住民基本台帳カード、写真が貼付された官公庁の発行する証明書等
2点必要なもの	各種被保険者証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、預金通帳、写真なし住民基本台帳カード、学生証、法人発行身分証、受給証等から2点

※ 15歳未満の方及び意思能力を有しない方は、ご申請頂くことができません。

2. 戸籍に関する証明書の交付申請に当たっての注意事項

- ① 水戸市に本籍がない場合は、請求できません。本籍がある市区町村へ請求してください。
- ② 申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、別途関係資料の提出を求めることがあります。
- ③ 請求ができる方は以下のとおりです。
 - (ア) 戸籍謄本・抄本等 … 戸籍に記載されている本人、配偶者、直系血族（父母、祖父母、子、孫等）
 - (イ) 身分証明書 … 本人
 - (ウ) 受理証明書 … 届出人
 - (エ) 記載事項証明書 … 届出人又は特別な事由があると認められる利害関係人上記以外の方が代理で申請される場合は、委任状（自署・押印）が必要です。（戸籍法第10条の3第2項）
- ④ 戸籍の届出をされた場合、新しい戸籍が編製され証明書として交付出来るまでに、日数がかかります。詳細は市民課戸籍係にお問い合わせください。
- ⑤ 第三者が請求する場合は、本人確認書類（運転免許証等）、疎明資料（具体的に請求の必要性の分かる書類）を添えてください。

3. 住民票の写し等の交付申請に当たっての注意事項

- ① 申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、別途関係資料の提出を求めることがあります。また、プライバシーの侵害となるような不当な目的であるときは、請求に応じられません。
- ② 本人又は同一世帯以外の方が申請する場合には、原則として委任状（自署・押印）が必要です。（住民基本台帳法第12条第4項）
- ③ 住民票コード及び個人番号は、お申し出のない限り省略して交付しています。なお、住民票コードまたは個人番号入り住民票の申請は、本人または同一世帯の方に限ります。代理人が委任状で申請されても、窓口で即日交付せずご本人のご自宅に郵送させていただきます。
- ④ 第三者が請求する場合は、本人確認書類（運転免許証等）、疎明資料（具体的に請求の必要性の分かる書類）を添えてください。また、法人が請求する場合は上記以外に、お使いになる方の欄に法人所在地・名称・代表者を記載し代表者印を押すか代表者の作成した委任状を添えてください。なお原則として本籍・続柄等を省略した住民票の写しの交付となります。

4. 印鑑登録証明書の交付申請に当たっての注意事項

受付時に印鑑登録証明書が必要な方の、印鑑登録証（カード）が必要です。（水戸市印鑑条例第13条）
申請書に添えて提出してください。登録印鑑（実印）の提出は必要ありません。

※ 偽りその他不正の手段により請求し交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第135条、住民基本台帳法第46条）